（準用）

第十六条　第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の三第二項第四号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、「法第二条第二項」とあるのは「法附則第二条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第一第二号」とあるのは「別表第一第二号、別表第二第二号又は別表第三第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一（第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係）

一　基本研修

①　講義

科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇

②　演習

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	五回以上
鼻腔内の喀痰吸引	五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	五回以上
経鼻経管栄養	五回以上
救急蘇生法	一回以上

二　実地研修

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引	二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	二〇回以上
経鼻経管栄養	二〇回以上

別表第二（附則第四条、附則第十三条関係）

一　基本研修

①　講義

科目	時間数
人間と社会	一・五
保健医療制度とチーム医療	二
安全な療養生活	四
清潔保持と感染予防	二・五
健康状態の把握	三
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八
合計	五〇